

平成 2 1 年

第 4 回市議会定例会 議案第 2 0 号

函館市熱帯植物園条例の制定について
函館市熱帯植物園条例を次のように定める。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市熱帯植物園条例

(設置)

第 1 条 市民に熱帯植物等に親しむ場と憩いの場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため、市に熱帯植物園を設置する。

(名称および位置)

第 2 条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市熱帯植物園

位置 函館市湯川町 3 丁目 1 番 1 5 号

(開園時間等)

第 3 条 函館市熱帯植物園（以下「植物園」という。）の開園時間および休園日ならびに植物園の附属設備のバッテリーカーの供用期間は、規則で定める。

(入園の制限)

第 4 条 市長は、植物園に入園しようとする者または入園した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入園を拒否し、または退園させることができる。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他植物園の管理上支障があると認められるとき。

(入園料等)

第5条 植物園に入園しようとする者は、あらかじめ、別表第1に掲げる入園料を納めなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

2 植物園に入園した者でバッテリーカーを使用しようとするものは、あらかじめ、別表第2に掲げる使用料を納めなければならない。

(入園料等の不還付)

第6条 既納の入園料または使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(損害賠償の義務)

第7条 植物園に入園した者は、建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 植物園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 植物園の入園者に関すること。

(2) 植物園の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

2 函館市営熱帯植物園使用条例(昭和45年函館市条例第8号)は、廃止する。

3 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例(平成

7年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 函館市熱帯植物園条例(平成21年函館市条例第 号)に規定する函館市熱帯植物園 入園料

第4条第2項第5号中「前条第7号から第9号」を「前条第8号から第10号」に改め、同項第6号中「前条第12号」を「前条第13号」に改め、同項第7号中「前条第14号」を「前条第15号」に改める。

4 箱館奉行所条例(平成21年函館市条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例(平成7年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 箱館奉行所条例(平成21年函館市条例第43号)に規定する箱館奉行所 入館料

第4条第2項第6号中「前条第13号」を「前条第14号」に改め、同項第7号中「前条第15号」を「前条第16号」に改める。

5 函館市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年函館市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ウを削る。

第3条第2項第3号ウを削る。

別表第1（第5条関係）

区 分	入 園 料	
	個 人	20人以上の団体
一般	300円	1人につき 240円
小学生・中学生	100円	1人につき 80円
摘 要	小学校就学前の者その他市長が特に認める者は、 無料とする。	

別表第2（第5条関係）

使 用 料	
1台1回につき	50円

（提案理由）

熱帯植物園の所管を公営企業管理者から市長に変更するため

函館市熱帯植物園条例施行規則大綱

- 1 開園時間等について
- 2 入園券について
- 3 入園者の遵守事項について